

### 3. 公的研究費、臨床研究費の不正使用防止計画の基本方針

令和5年9月1日

最高管理責任者決定

NPO 法人病院前救護と健康管理研究会の公的研究費、臨床研究費の運営・管理に関する規程第3条第2項に基づき、公的研究費、臨床研究費の不正使用防止計画の基本方針を次のとおり定める。

1. 公的研究費、臨床研究費の運営・管理に関わる責任者が、不正使用防止対策に責任を持ち積極的に推進できるよう責任体系を明確化する。
2. 公的研究費、臨床研究費の事務処理手続きに関するルールや職務権限を明確化し、統一的に運用するとともに、不正使用防止対策について関係者の意識向上を図るなど抑止機能を備えた環境・体制の構築を行う。
3. 不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、関係者の自主的な取組みを喚起する。
4. 公的研究費、臨床研究費の適正な予算執行に資するよう、実効性のあるチェックシステムを構築する。
5. 関係者間の情報共有はもとより、外部への主体的な情報発信を推進する。
6. 実効性のある監査体制を整備する。